

郡山市いのち支える行動計画

(第二次郡山市自殺対策計画)

～「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を目指して～

令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度



令和 8 (2026) 年 3 月

郡 山 市

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の目指すもの	4
5 計画の数値目標	5
6 計画の評価	6
第 2 章 郡山市の自殺の現状	7
1 郡山市の自殺の現状把握について	8
2 郡山市の自殺死亡率の推移	8
3 郡山市の自殺者の男女別割合	8
4 郡山市の自殺者数・男女別自殺者数の推移	9
5 郡山市の自殺の特徴	9
6 郡山市の自殺者の年代別割合	13
7 郡山市の自殺者の職業別割合	14
8 郡山市の自殺者の原因・動機別割合	14
9 郡山市の年代別死因順位	15
第 3 章 第一次計画の評価と課題	16
1 第一次計画の評価	17
2 郡山市の課題	21
第 4 章 郡山市における自殺対策の取組	23
1 施策の内容	24
(1) 4つの基本施策	24
(2) 6つの重点施策	29
2 施策の体系図	35
第 5 章 自殺対策の推進体制	37
1 自殺対策の推進体制	38

2	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ S D G s の反映	39
3	セーフコミュニティ活動	39
4	こおりやま広域連携中枢都市圏との協働	41

資 料 編	42
--------------	-----------

資料－1	自殺対策基本法	43
資料－2	郡山市自殺対策基本条例	48
資料－3	郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱	52
資料－4	郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則	54

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

わが国の自殺者数は、平成 10(1998)年以降年間 3 万人を超え、その後も高い水準が続いていました。このような中、平成 18(2006)年に「自殺対策基本法」が制定され、平成 28(2016)年に自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村において、「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。

自殺対策を取り巻く社会的情勢の変化を踏まえ、本市では、「自殺対策基本法」及び「郡山市自殺対策基本条例」に基づき、平成 31(2019)年 3 月に、令和元(2019)年度から令和 7(2025)年度までの 7 年間を計画期間とする「郡山市いのち支える行動計画」を策定しました。

その後、令和 4(2022)年 10 月 14 日に、国の新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されたことを受け、令和元(2019)年度から令和 4(2022)年度までの中間評価を基に令和 5(2023)年度に計画の改訂を行い、各種施策を実施してまいりました。

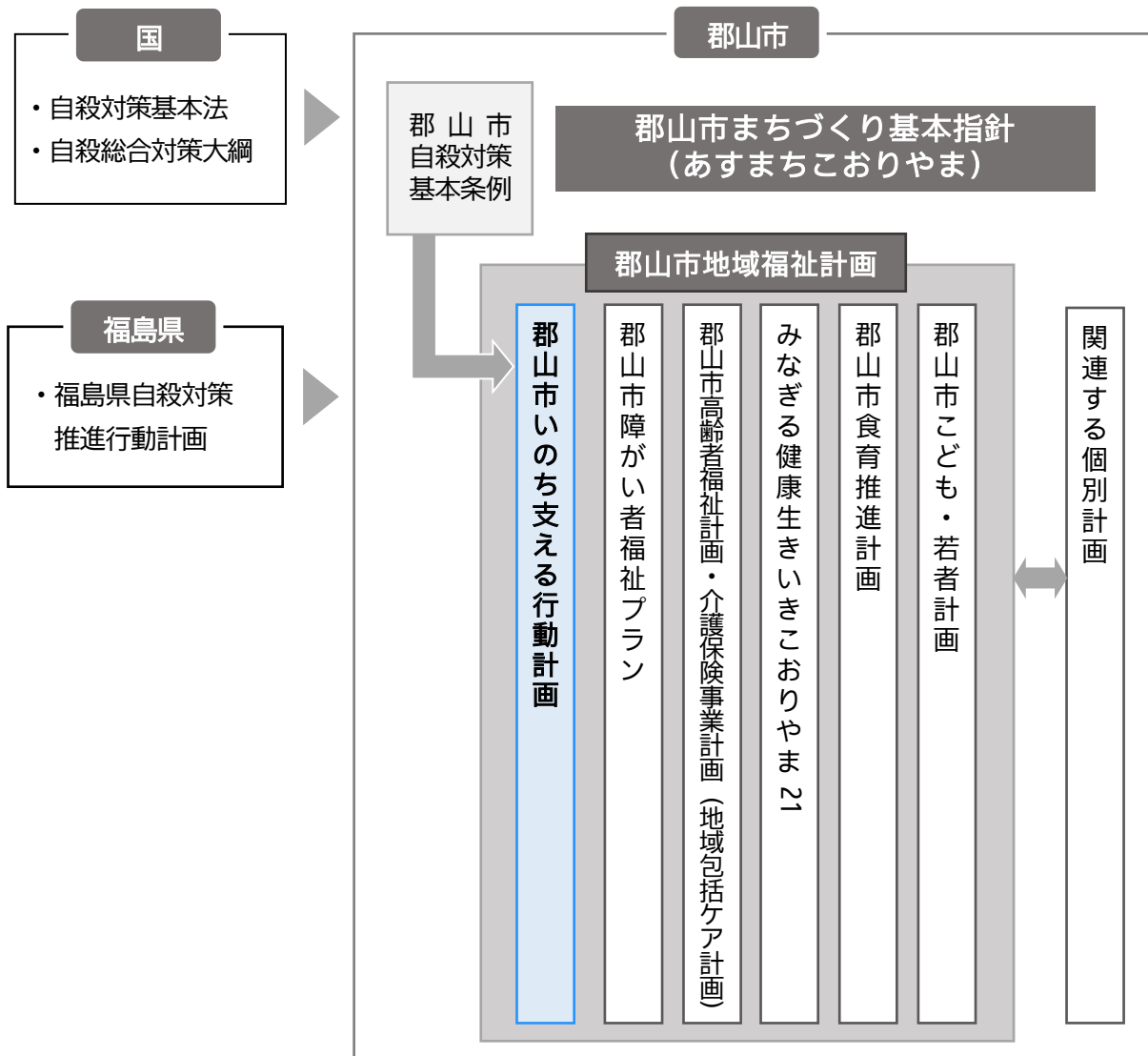
また、令和 7 年度には、国の自殺者数が依然として年間 2 万人を超えていることに加え、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている状況を踏まえ、自殺対策基本法が改正され、こどもに係る自殺対策は社会全体で取り組むことが基本理念に追加されました。

本計画では、これらの国の動向等を踏まえながら、第一次計画の基本理念等を継承しつつ、これまでの取組を一層強化し、引き続き生きることの包括的な支援を推進していきます。

2006 年 自殺対策基本法施行 → 2016 年 法改正(計画策定の義務化)
2007 年 自殺対策総合大綱 → 2022 年 新たな大綱の閣議決定(10.14)
2017 年 郡山市自殺対策基本条例施行
2019 年 郡山市いのち支える行動計画策定
2023 年 郡山市いのち支える行動計画改訂
2025 年 自殺対策基本法改正

2 計画の位置付け

本計画は、国の「自殺総合対策大綱」、「福島県自殺対策推進行動計画」、「郡山市自殺対策基本条例」の趣旨を踏まえ、自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定するものであり、「郡山市まちづくり基本指針」や本市の関連計画との整合性を図りながら、こどもから高齢者まで、生涯を通した切れ目ない継続的な支援に取り組めます。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。なお、計画期間中に「自殺総合対策大綱」等の改正や社会情勢の大きな変化等があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の目指すもの

本市の自殺対策は、5つの基本方針のもと、「4つの基本施策」と「6つの重点施策」で構成されており、「生きることの包括的な支援の推進」をはじめとする「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を目指しています。

基本理念

「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」

5つの 基本方針

- 1 生きることの包括的な支援の推進
- 2 関連施策との連携による総合的な対策の展開
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

4つの 基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援

6つの 重点施策

- 1 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進
- 2 高齢者支援の充実
- 3 生活困窮者支援の充実
- 4 子ども・若者支援の充実
- 5 女性支援の充実
- 6 自殺未遂者・自死遺族支援の充実

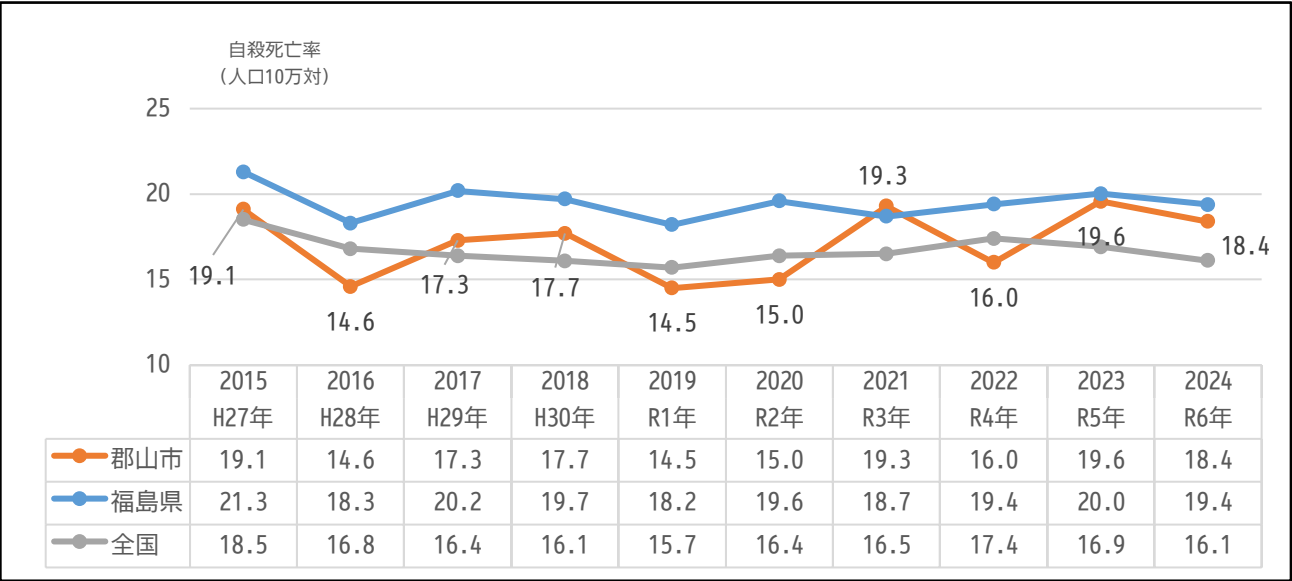
5 計画の数値目標

「誰一人自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、国は、「自殺総合対策大綱」において、令和8(2026)年までに人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という)を平成27(2015)年と比較して、30%以上減少させることを目標にしています。

本市の令和6年度の自殺死亡率(暫定値)は18.4となっており、国が示す目標に到達していない現状を踏まえ、第二次計画においても引き続き30%以上減少させることを目指し、自殺死亡率を13.3以下、自殺者数を41人以下とすることを目標とします。

【自殺死亡率】

(平成27(2015)年～令和6(2024)年の10年間の推移)



出典 2015年～2023年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成
2024年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

【自殺死亡率の推移と第二次計画の目標値】

	当初 (2015年)	計画策定時 (2019年)	現状値 (2024年)	目標値 (2030年)
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	19.1	14.5	暫定値 18.4	13.3 以下
自殺者数	64人	48人	暫定値 58人	41人 以下

6 計画の評価

計画の進捗状況を適正に評価・検証するために、施策ごとに指標を設定し、各取組の成果を定量的に評価します。また、各施策に基づく関係各課の事業が、本計画の基本理念及び目標実現の一翼を担っていることを再認識するために、定性的評価を併せて行います。

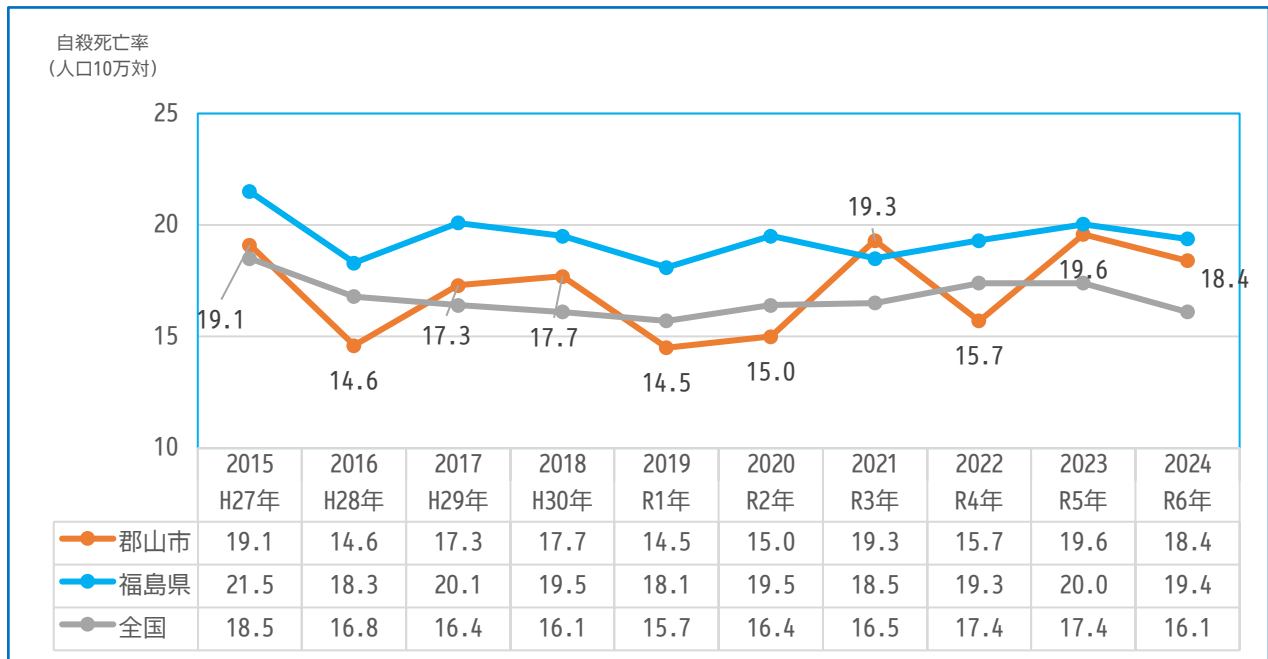
第2章

郡山市の自殺の現状

1 郡山市の自殺の現状把握について

自殺対策を推進するには、本市の自殺の現状を把握する必要があります。そのため、本市は、人口動態統計、自殺統計(警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」)及び厚生労働大臣指定調査研究等法人であるいのちを支える自殺対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル 2024」の3種類の資料に基づき、「自殺の現状」に関する各種データを作成しました。

2 郡山市の自殺死亡率の推移

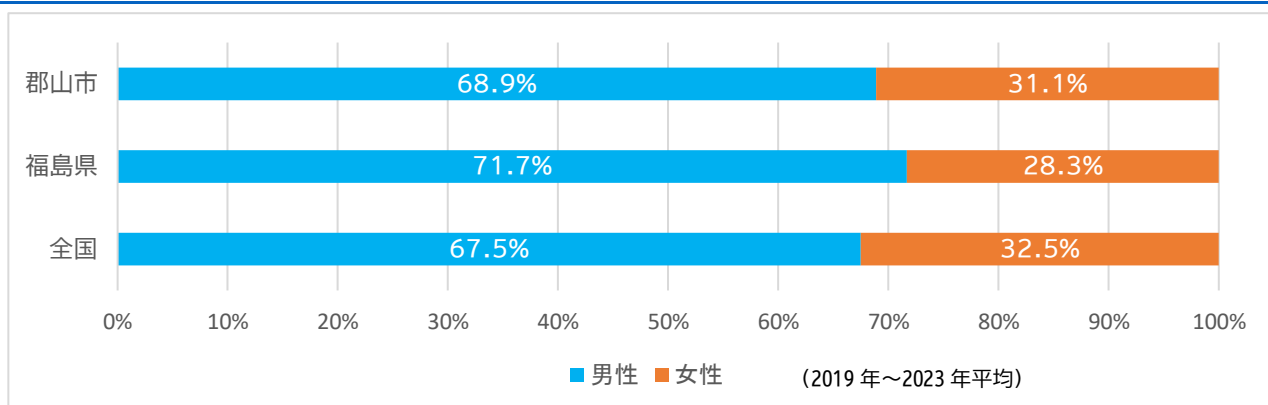


出典：2015年～2023年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2024年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

- ・本市の自殺死亡率は、令和2(2020)年には国及び県を下回っていましたが、令和3(2021)年にはいずれも上回りました。その後は、県を下回っている状況が続いています。

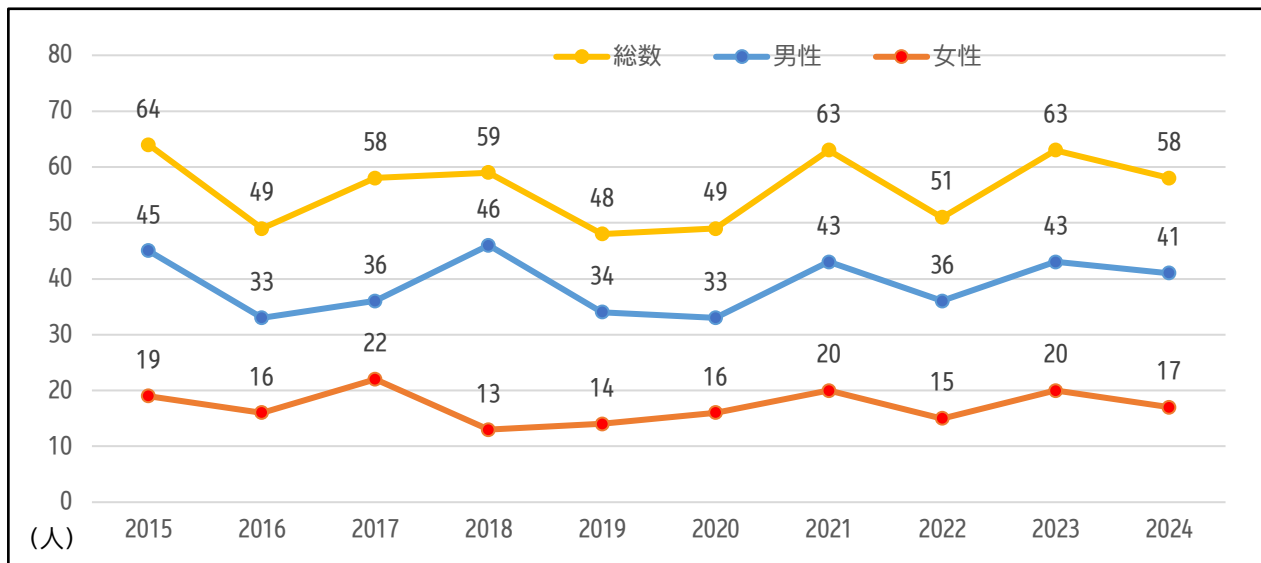
3 郡山市の自殺者の男女別割合



出典：地域自殺実態プロファイル 2024 を基に郡山市作成

- ・本市の自殺者の男女別割合は、概ね男性が70%、女性が30%で、全国や福島県と同じ傾向にあります。

4 郡山市の自殺者数・男女別自殺者数の推移



出典：2015年～2023年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2024年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

- ・本市における自殺者数は、平成27(2015)年から令和2(2020)年まで減少傾向にありましたが、令和3(2021)年に増加に転じ、その後は増減を繰り返しています。男女別の内訳では、男性の自殺者数が女性の自殺者数を上回っている状況が続いています。

5 郡山市の自殺の特徴

(1) 郡山市の主な自殺の特徴

自殺者数 5年計	上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の 危機経路
1位	男性60歳以上 無職同居	36	12.2%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+ 身体疾患→自殺
2位	男性40～59歳 有職同居	32	10.8%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+ 仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位	女性60歳以上 無職同居	27	9.1%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位	男性20～39歳 有職同居	24	8.1%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位	男性60歳以上 無職独居	20	6.8%	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将 来生活への悲観→自殺

出典：地域自殺実態プロフィール 2024 を基に郡山市作成

- ・本市の主な自殺の特徴として、「上位5区分」の「背景にある主な自殺の危機経路」では、失業・配置転換・人間関係等「仕事に関わる事案」から「うつ状態」になるケースが多い傾向にあります。

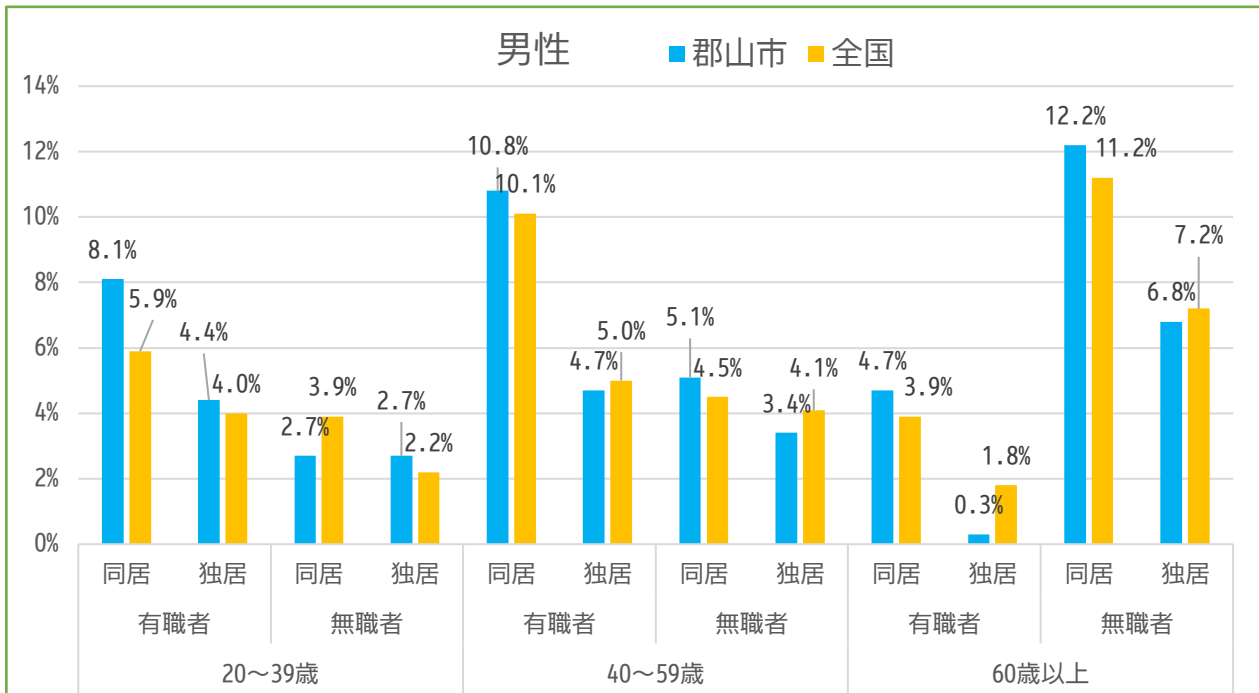
(2) 郡山市の主な自殺の特徴上位5区分の比較 (地域自殺実態プロファイルの比較)

自殺者数 5年計	プロファイル2022 (2017～2021年)	プロファイル2023 (2018～2022年)	プロファイル2024 (2019～2023年)
1位	男性40～59歳有職同居	男性60歳以上無職同居	男性60歳以上無職同居
2位	男性60歳以上無職同居	男性40～59歳有職同居	男性40～59歳有職同居
3位	男性20～39歳有職同居	男性20～39歳有職同居	女性60歳以上無職同居
4位	女性60歳以上無職同居	女性60歳以上無職同居	男性20～39歳有職同居
5位	男性40～59歳無職同居	男性60歳以上無職独居	男性60歳以上無職独居

- ・「男性 60 歳以上無職同居」と「男性 40～59 歳有職同居」は、1 位と 2 位を入れ替えながら高止まりしており、男性に対する自殺対策が必要とされています。
- ・また、「女性 60 歳以上無職同居」が 3 位に浮上しており、女性への支援について必要性が高まっています。

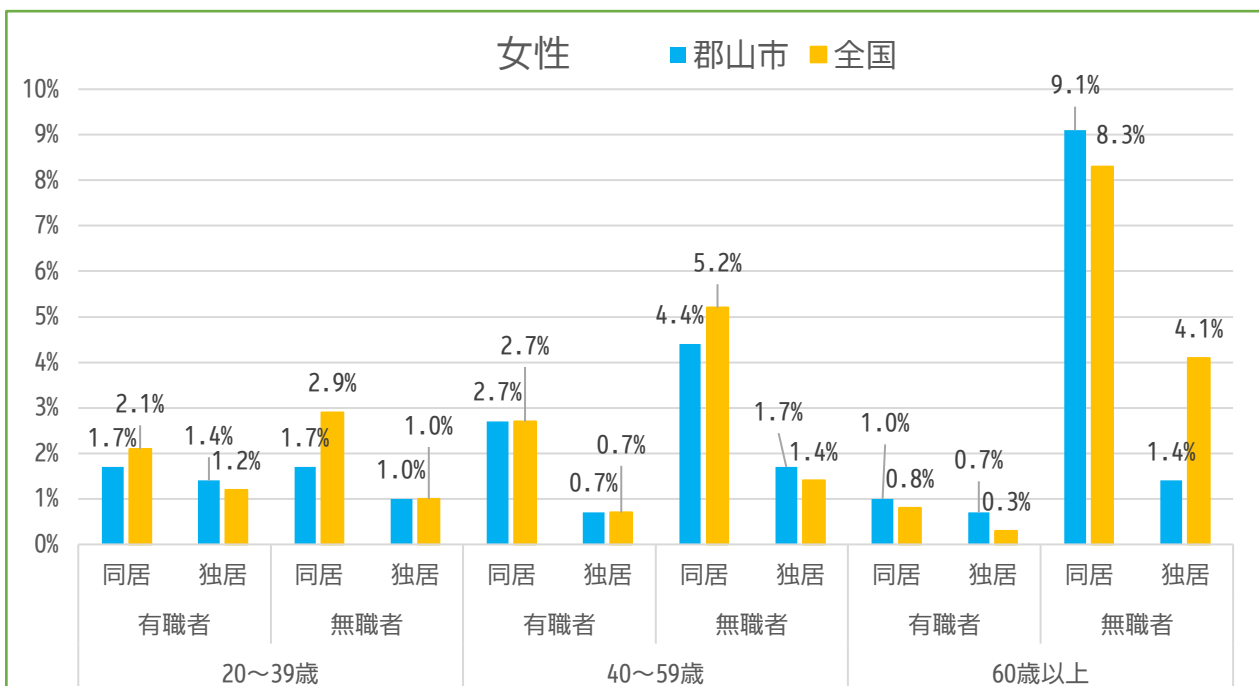
(3) 郡山市の年齢階級、仕事・同居人の有無別の自殺者の割合

(2019～2023 年合計)



出典：地域自殺実態プロフィール 2024 年を基に郡山市作成

- ・男性は、60 歳以上の無職者・同居が最も多い状況にあります。20～39 歳、40～59 歳においては、有職者・同居の方の自殺者が多い傾向にあります。

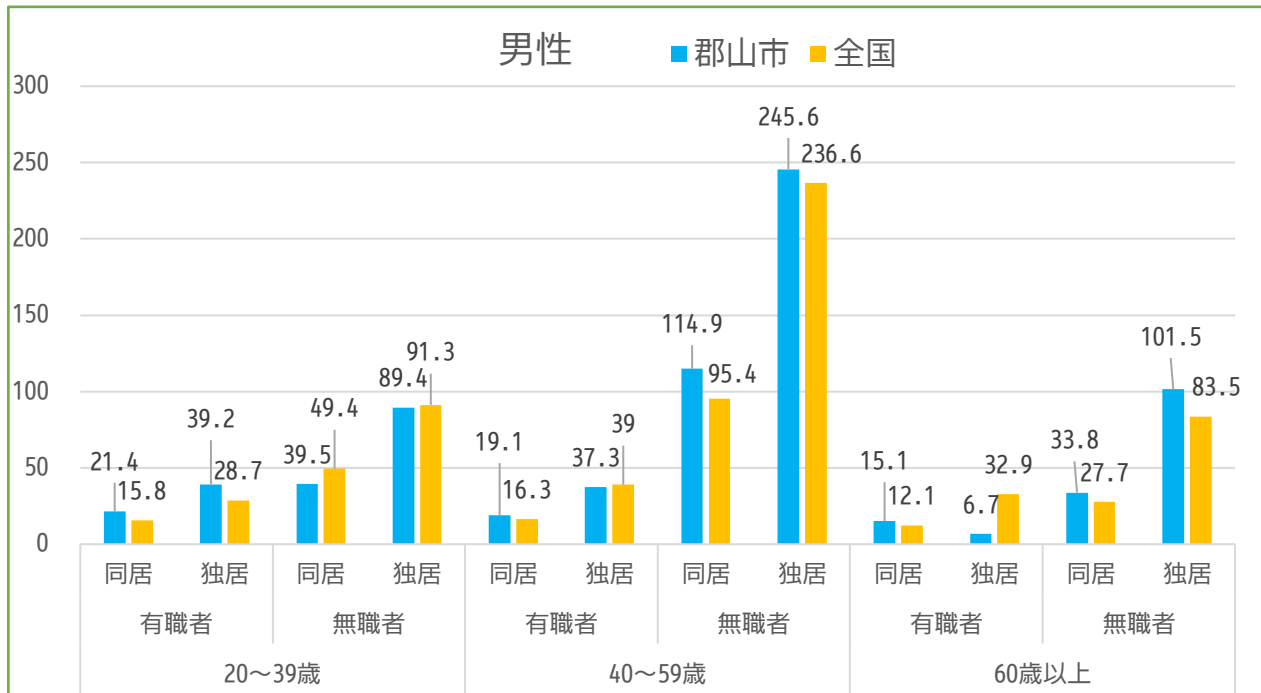


出典：地域自殺実態プロフィール 2024 年を基に郡山市作成

- ・女性は、60 歳以上の無職者・同居の方の自殺者が多く、次いで 40～59 歳無職・同居の方が多く状況にあります。

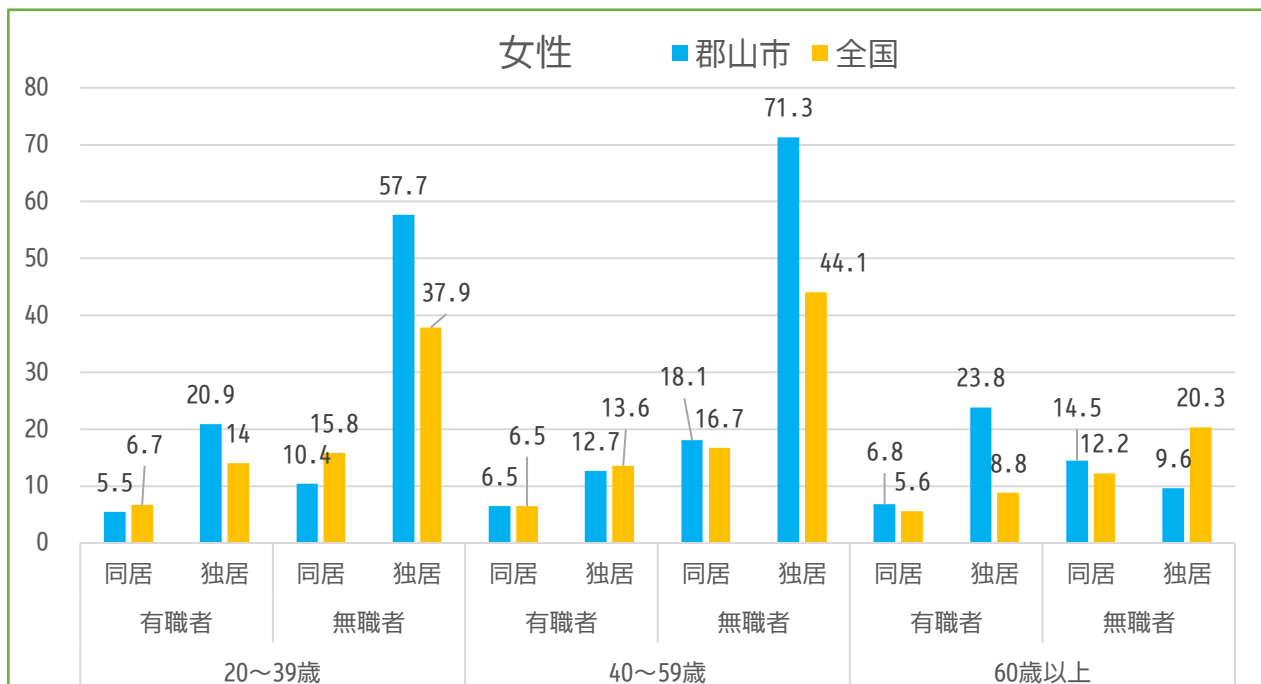
(4) 郡山市の年齢階級、仕事・同居人の有無別の自殺死亡率 (人口10万対)

(2019～2023 年合計)



出典：地域自殺実態プロファイル 2024 年を基に郡山市作成

- ・男性の自殺死亡率は、40～59 歳で無職（独居・同居）の方が多くなっています。

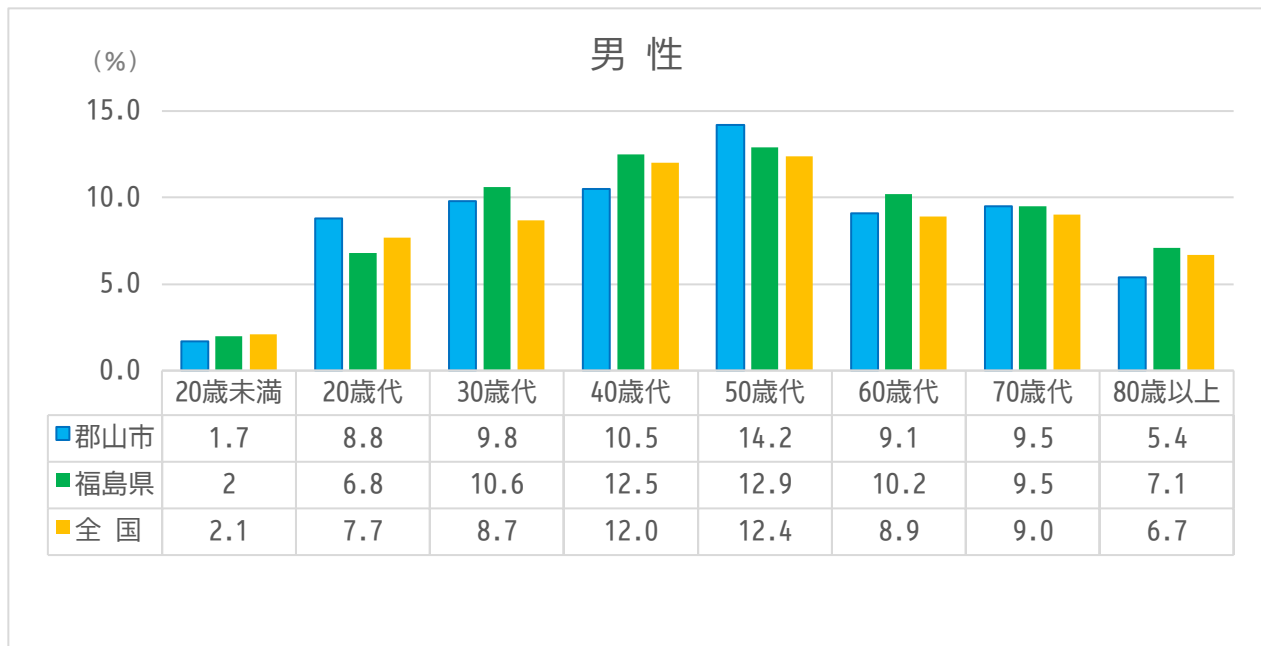


出典：地域自殺実態プロファイル 2024 年を基に郡山市作成

- ・女性の自殺死亡率は、40～59 歳で無職・独居の方、20～39 歳で無職・独居の方が多く、全国と比較しても高い状況にあります。

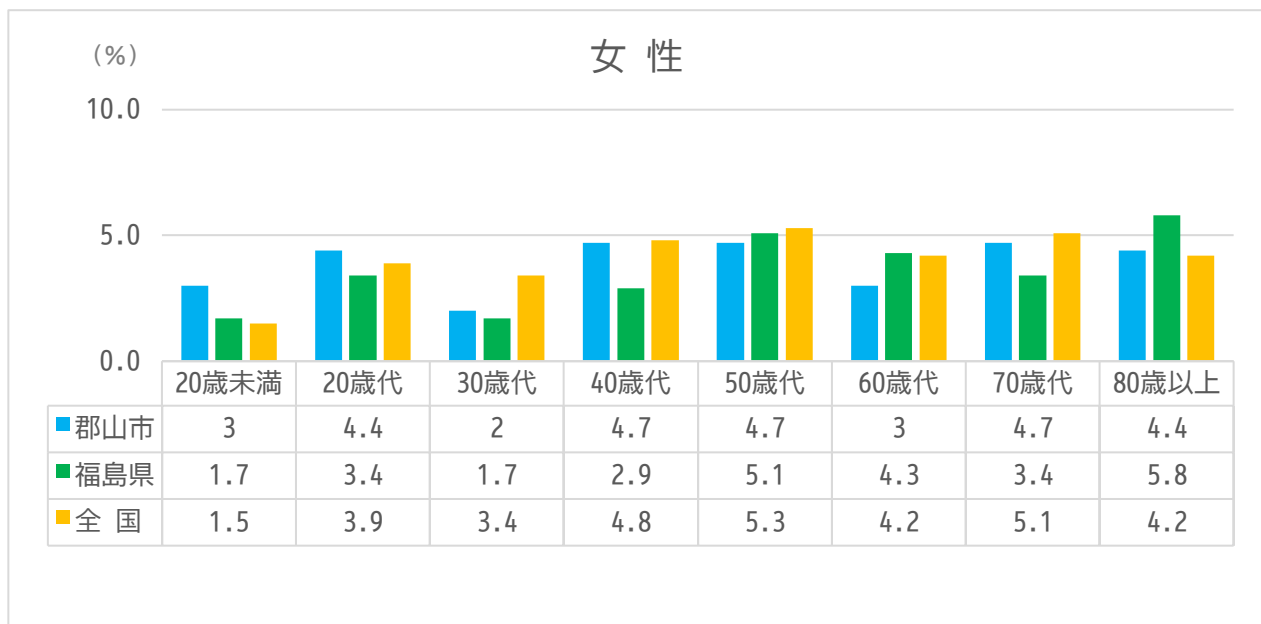
6 郡山市の自殺者の年代別割合

(2019～2023 年平均)



出典：地域自殺実態プロファイル 2024 を基に郡山市作成

- ・本市の自殺者の年代別割合は、男性では50歳代が最も多く、全国、福島県より上回っています。20歳代も全国、福島県より上回っている状況にあります。

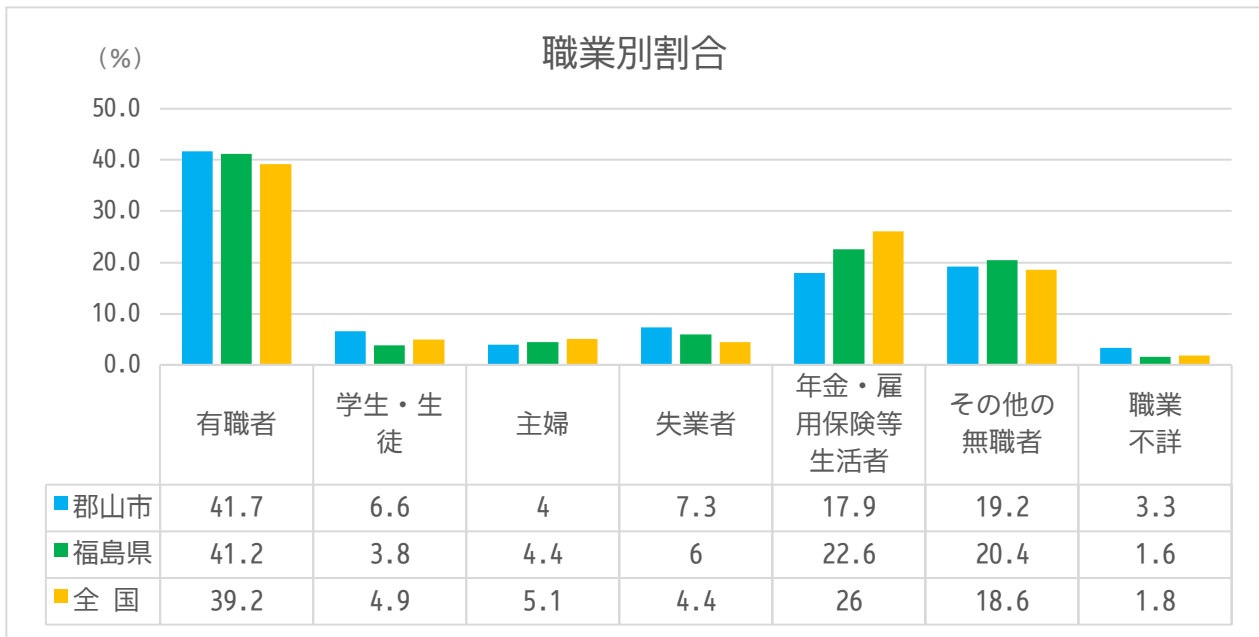


出典：地域自殺実態プロファイル 2024 を基に郡山市作成

- ・本市の自殺者の年代別割合は、女性では40歳代、50歳代、70歳代の割合が高い状況にあります。20歳未満、20歳代では、全国、福島県を上回っています。

7 郡山市の自殺者の職業別割合

(2020年～2024年の5年間の累計)

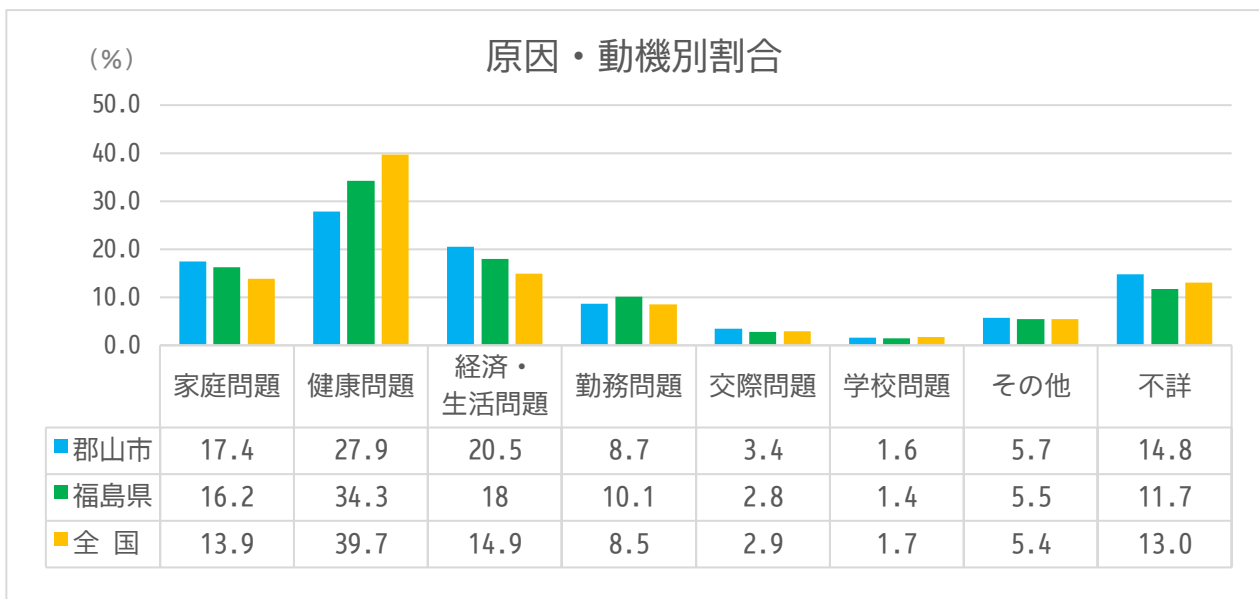


出典：2020年～2024年 厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市が作成

- ・本市の自殺者の職業別割合は、有職者が約4割を占める状況であり、全国、福島県と同様の傾向にあります。学生・生徒の割合は、全国、福島県を上回っています。

8 郡山市の自殺者原因・動機別割合

(2020年～2024年の5年間の累計)



出典：2020年～2024年 厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市が作成

- ・本市の自殺者原因・動機別割合は、健康問題が最も多く、次いで、経済・生活問題、家庭問題が多い状況にあります。

9 郡山市の年代別死因順位(全死因から疾病・その他の不慮の事故を除く)

年齢層	1 位		2 位		3 位	
10 歳代	自殺	14 人	交通事故	3 人		
20 歳代	自殺	32 人	交通事故	4 人	窒息	3 人
30 歳代	自殺	33 人	交通事故	4 人	窒息	2 人
					中毒	2 人
40 歳代	自殺	43 人	交通事故	5 人	窒息	3 人
50 歳代	自殺	50 人	交通事故	6 人	転倒・転落	5 人
			火災	6 人		
60 歳代	自殺	36 人	溺死・溺水	10 人	交通事故	8 人
			窒息	10 人	転倒・転落	8 人
70 歳代	自殺	36 人	窒息	19 人	転倒・転落	16 人
					溺死・溺水	16 人
80 歳代	転倒・転落	43 人	窒息	38 人	溺死・溺水	37 人
90 歳代以上	転倒・転落	51 人	窒息	31 人	溺死・溺水	6 人
全年齢	自殺	274 人	転倒・転落	126 人	窒息	110 人

出典：人口動態統計（厚生労働省：平成 31 年～令和 5 年）より郡山市が作成

- ・年代別死因順位(令和元(2019)年～令和 5 (2023)年の 5 年間の累計)では、全死因から疾病・その他の不慮の事故を除いた外的要因による死因で、「10～70 歳代」と幅広い年代層で自殺が 1 位を占めています。
- ・10 歳代・20 歳代の若年層の自殺者数は、自殺者数総数の 16.8%を占めています。

第3章

第一次計画の評価と課題

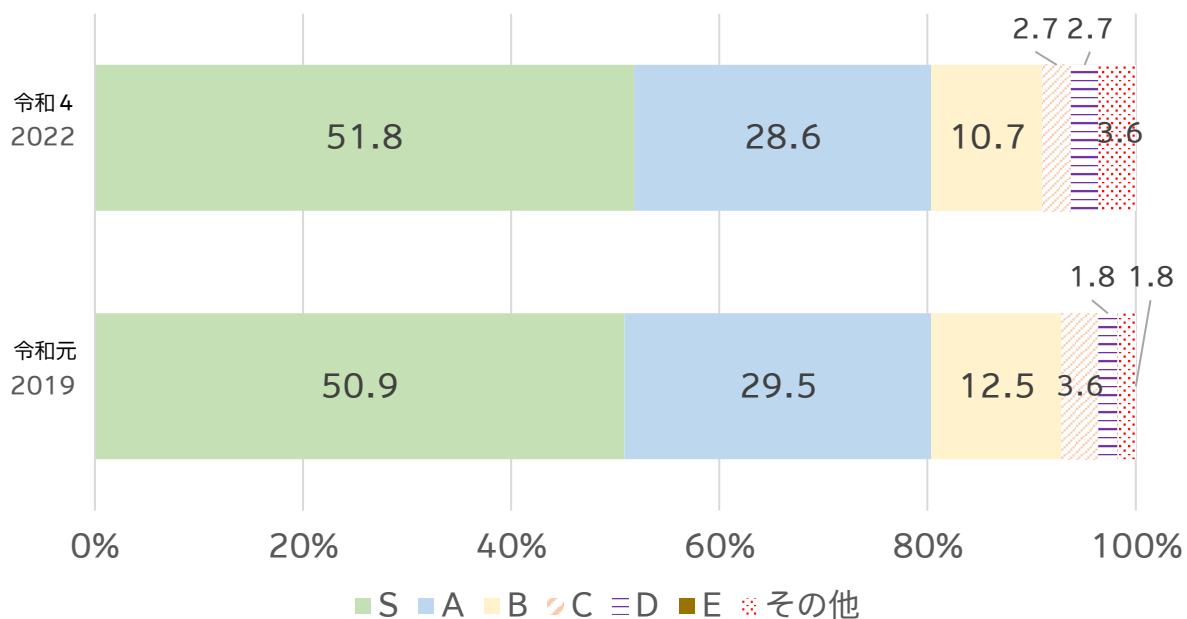
1 第一次計画の評価

(1) 中間評価（令和元(2019)～令和4(2022)年度）

令和5年度の計画改訂にあたり、計画に掲げる目標に関して、各担当課における取組事業の実施状況から目標の達成度を検証し、中間評価を行いました。

各課の具体的な取組における「評価指標」、「実施内容」、「成果」等を基に、各担当課において達成度を「S」～「E」の6段階で評価しました。

《評価・達成度》											
S	90～ 100%	A	80～ 89%	B	60～ 79%	C	40～ 59%	D	20～ 39%	E	20% 未満
その他											中止



- ・令和元(2019)年度から令和4(2022)年度にかけては、東日本台風による災害対応や新型コロナウイルスの影響もあり、中止や縮小を余儀なくされた事業もありましたが、オンライン開催といったDX化を推進し、コロナ禍における新しい生活様式に対応し事業を継続したことにより、評価・達成度が大きく低下することはありませんでした。

(2) 令和5(2023)～令和6(2024)年度評価

改訂後の計画において、実施事業を適正に評価・検証するため施策ごとに指標を設定し、各取組の成果を定量的に評価しました。

また、令和6(2024)年度から基本及び重点施策に位置付けられた各事業が計画の基本理念及び目標実現の一翼を担っていることを再認識するために、定性的評価を実施しました。

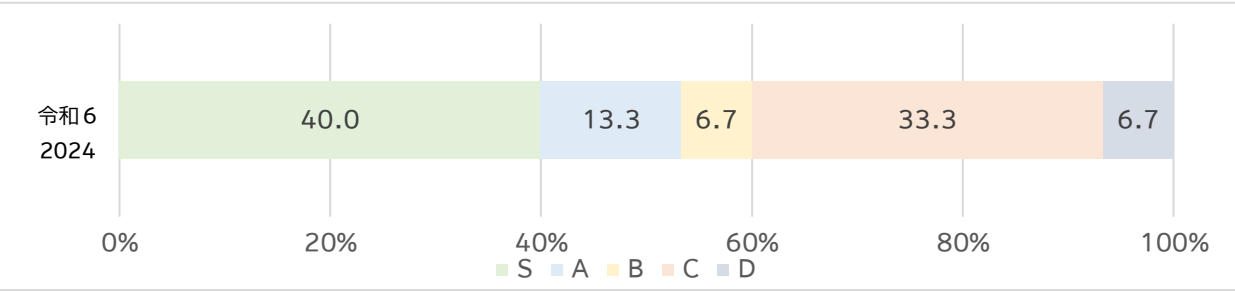
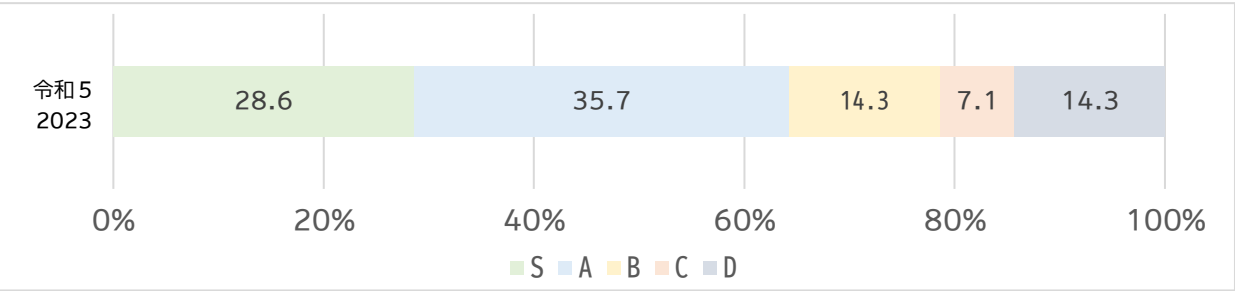
【定量的評価】

定量的に評価可能な指標について、令和7(2025)年度の目標値と比較して達成割合を「S」～「D」の5段階で評価しました。

施策	目標項目	2023 年度		2024 年度		2025 年度 (目標値)
			判定		判定	
【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化	セーフコミュニティの認知度	43.20%	A	46.70%	S	45.00%
	民生委員の訪問・連絡活動件数	75,638 件	S	76,208 件	S	71,500 件
【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修参加者数	867 人	S	538 人	S	400 人
【基本施策3】 市民への啓発と周知	自殺に対する相談窓口の認知率	68.30%	A	72.60%	S	70%
【基本施策4】 生きることの促進要因への支援	精神科医、精神保健福祉士等による電話、来所相談件数	363 人	S	351 人	S	300 人
	市民の文化・スポーツ活動団体数	184 団体	B	181 団体	C	227 団体
	音楽・文化イベント参加者数	44,549 人	D	52,754 人	D	187,000 人
【重点施策1】 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進	市内有効求人倍率	1.67	—	1.46	—	※目標値の設定無し
	新規高等学校卒業就職者の県内企業への就職率	99.40%	A	99.50%	A	100%
【重点施策2】 高齢者支援の充実	通いの場の登録者数	2,360 人	C	2,315 人	C	3,962 人
	介護サービス提供事業所数	173 ヶ所	B	174 ヶ所	B	211 ヶ所
	認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数	124 団体	A	126 団体	A	135 団体
	郡山市の健康寿命	男性：79.51 歳 女性：84.11 歳 (2021)	—	男性：79.41 歳 女性：84.20 歳 (2022)	—	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加
	65 歳以上で要支援以上の認定を受けていない方の割合	81.80%	S	81.49%	S	76.30%
【重点施策3】 生活困窮者支援の充実	生活保護世帯の割合	1.98%	—	2.03%	—	※目標値の設定無し
	借金問題相談者数	266 件	—	293 件	—	※目標値の設定無し
	生活保護受給者等の一体的就労支援事業における就職率	67.2%	—	69.0%	—	※目標値の設定無し
	自立相談支援事業における相談者のプラン作成件数	51 件	D	72 件	C	131 件

【重点施策4】 子ども・若者支援の充実	市立学校いじめ認知件数	1,986 件	—	1,605 件	—	※目標値の設定無し
	自分にはよいところがあると思う市内児童生徒の割合	小学校 82.2% 中学校 78.6%	—	小学校 83.5% 中学校 83.4%	—	全国学力状況調査の全国平均を上回る
	将来の夢や目標を持っている市内児童生徒の割合	小学校 84.7% 中学校 69.8%	—	小学校 83.3% 中学校 68.7%	—	全国学力状況調査の全国平均を上回る
【重点施策5】 女性支援の充実	民間企業における女性管理職の割合	労働基本調査実施なし	—	労働基本調査実施なし	—	30%
	社会全体における男女の地位が平均だと思う人の割合	アンケート実施なし	—	16.70%	C	30%
	20～40 代の女性の就業割合	労働基本調査実施なし	—	労働基本調査実施なし	—	80%
	女性相談窓口への相談件数	1,055 件	—	903 件	—	※目標値の設定無し
【重点施策6】 自殺未遂者・自死遺族支援の充実	自損行為の市内救急搬送件数	127 件	—	146 件	—	※目標値の設定無し
	自殺未遂者支援研修の参加人数	78 人	A	43 人	C	80 人

《評価・達成度》									
S	100% 以上	A	100%未満～ 90%	B	90%未満～ 80%	C	80%未満～ 50%	D	50%未満



・令和5(2023)年度と令和6(2024)年度を比較すると目標値を90%以上達成した指標の割合は、64%から53%に低下したものの、100%以上を達成した指標の割合は、28.6%から40%に増加しました。

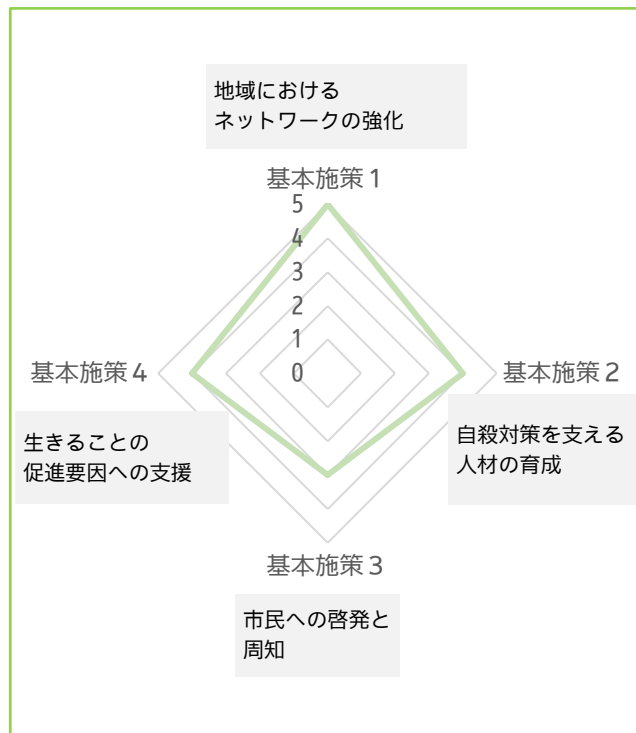
【定性的評価】

令和6（2024）年度は、各施策（基本施策4項目、重点施策6項目）を、「各事業の実施状況」及び「実施状況に関する担当課評価」より、5段階で定性的に評価を実施しました。基本施策及び重点施策の達成状況をレーダーチャートで示し、下記のとおり取組みを強化すべき施策を明確化しました。

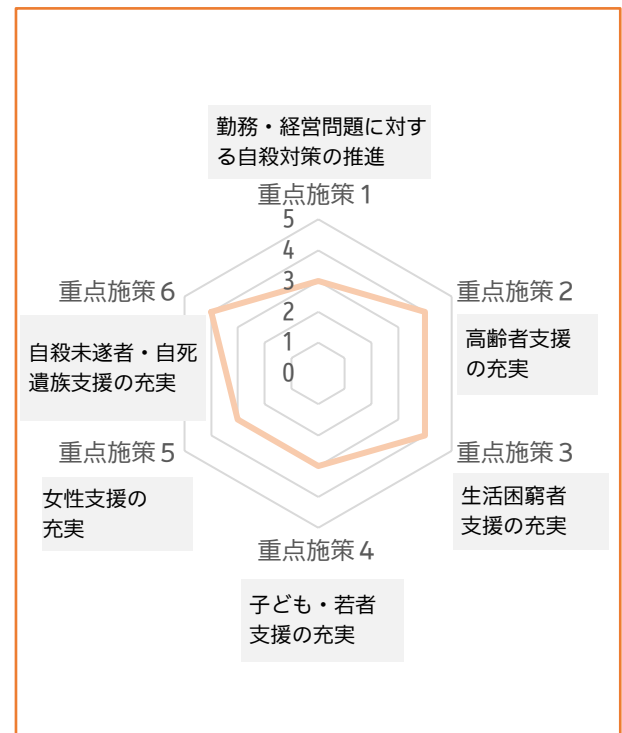
※令和6（2024）年度の各事業の実施状況・評価等については右記のQRコードから参照ください。（R6評価：P19～39）



【基本施策】



【重点施策】



【定性的評価のまとめ】

- ・基本施策では、基本施策3「市民への啓発と周知」について、様々な機会を捉え取組を推進する必要があります。
- ・重点施策では、重点施策1「勤労・経営問題に対する自殺対策の推進」、重点施策4「子ども・若者支援の充実」、重点施策5「女性支援の充実」への取組の強化を図る必要性があります。

（3）第一次計画評価のまとめ

第一次計画においては、計画期間中に新たな指標の設定や評価に係る達成度区分の変更、定性的評価の導入など、評価方法に変更はありましたが、定量的評価については80%以上達成できた指標の割合は概ね6～8割で推移しており、コロナ禍以降も評価・達成度が大きく低下することはありませんでした。また、新たに導入した定性的評価では、評価ポイント3を下回る施策は基本施策・重点施策ともなく、評価ポイント4以上の施策が6割を占める状況から、概ね関連事業において自殺対策の視点に立った取組みがなされたものと評価するとともに、評価ポイント3の施策については、今後より一層の取組みを強化していきます。

2 郡山市の課題

第2章での本市の自殺の現状及び第一次計画の評価に基づき、本市の自殺対策における課題について、以下の5点に整理しました。

【課題1】市民への啓発・周知の推進

自殺者数は減少傾向にありますが、自殺死亡率は目標に到達しておりません。市民一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう、気付きと見守りを促すための取組をさらに強化する必要があります。

【課題2】勤労・経営問題への対策

「地域自殺実態プロファイル」の「地域の主な自殺者の特徴」の過去3年の比較において、「男性 40～59 歳有職の同居」が1～2位と上位を占めています。

また、背景にある主な自殺の危機経路では、「仕事に関する要因」から「うつ状態」になるケースが多い傾向にあることから、「勤労・経営問題」への対策が必要です。また、第一次計画の定性的評価でも取り組みを強化すべき施策としていることから、庁内をはじめ、地域の企業等関連する機関等との連携や、職域でのゲートキーパー養成研修等の取組を推進する必要があります。

【課題3】高齢者への対策

「地域自殺実態プロファイル」の「地域の主な自殺者の特徴」の過去3年の比較において、「男性 60 歳以上無職同居」が1～2位と上位を占めています。また、女性 60 歳以上無職同居が3位に浮上していることから、高齢者への対策が必要です。

また、背景にある主な自殺の危機経路では、退職からの生活苦、介護の悩み、身体疾患等様々な要因があることから、あらゆる分野からの支援が必要であり、庁内をはじめ、関係機関等と連携を図りながら、対策を実施していく必要があります。

【課題4】子ども・若者への対策

年代別自殺者数の割合において、20 歳代までの年代で全国を上回る状況にあり、第一次計画の定性的評価でも取組を強化すべき施策としています。

また、令和7年6月に自殺対策基本法の一部を改正する法律が公布され、こどもに係る自殺対策は社会全体で取り組むこと等が基本理念に明記されたことを踏まえ、今後は保健・福祉・教育分野をはじめ様々な関係機関との連携を強化し、対策を講じる必要があります。

【課題5】女性への対策

年代別自殺者数の割合における女性の20歳代までの年代では、全国、福島県を上回っており、40歳代、70歳代では、他の年代と比較して高い状況にあります。「自殺総合対策大綱」においても、「女性に対する支援の強化」が求められていることから、あらゆる世代の女性に対する支援の充実に努めていく必要があります。

第4章

郡山市における自殺対策の取組

1 施策の内容

(1) 4つの基本施策

基本施策 1	地域におけるネットワークの強化	
---------------	------------------------	--

「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を実現するためには、行政だけではなく、関係団体、民間団体、企業、市民などが連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確にし、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

また、セーフコミュニティの推進においては、安全・安心の情報を共有し、庁内部局の垣根を越えた連携を図るとともに、地域における取り組みを推進します。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第13条、第16条)

【基本施策の指標】

目標項目	現況値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
自殺予防対策委員会の開催回数	7回	4回
支援者会議の参加件数	162件	120件

【基本施策実現のための主な取組】

主な取組		
	基本施策に基づく各課事業	
	事業名	担当課
(1) セーフコミュニティをはじめとした庁内・地域における連携・ネットワークの強化		
	多文化共生推進事業	市民部ダイバーシティ推進課
	セーフコミュニティ推進事業	市民部セーフコミュニティ課
	自殺対策推進事業 (庁内委員会・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会)	保健福祉部保健所保健・感染症課
(2) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化		
	人権啓発活動推進事業	市民部ダイバーシティ推進課
	避難行動要支援者避難支援体制管理事業	保健福祉部保健福祉総務課
	精神保健福祉事業(家族教室)	保健福祉部保健所保健・感染症課
	障がい者相談支援事業	保健福祉部保健所保健・感染症課
	難病患者等地域支援対策推進事業(難病医療相談会)	保健福祉部保健所保健・感染症課
(3) ICTを活用した自殺に関連する情報の収集・分析		
	SDGs推進全世代健康都市圏事業	保健福祉部保健所健康政策課
	自殺対策推進事業(オンライン相談 KOKOROBO)	保健福祉部保健所保健・感染症課

基本施策2

自殺対策を支える人材の育成



様々な悩みや生活上の困難を抱える方に対応するためには、早期の「気づき」ができる知識やスキルを有する必要があります。

生きることの包括的な支援が推進できるよう、保健・医療・福祉・教育、・雇用・労働その他関係機関等の様々な分野に携わる方や市民が、自殺に関する理解を深め、悩みを抱える方のサインに早期に気づき、適切な対応ができるよう、ゲートキーパー養成研修や心のサポーター養成研修を実施します。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第11条)

【基本施策の指標】

目標項目	現況値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
ゲートキーパー養成研修参加者数	538人	700人
心のサポーター養成研修参加者数	95人	100人

【基本施策実現のための主な取組】

主な取組		
	基本施策に基づく各課事業	
	事業名	担当課
市民・保健福祉分野専門職等を対象とする研修の実施		
	障がい者相談支援事業	保健福祉部障がい福祉課
	介護人材確保育成支援事業	保健福祉部介護保険課
	自殺対策推進事業（ゲートキーパー養成研修）	保健福祉部保健所保健・感染症課
	精神保健福祉事業（心のサポーター養成研修）	保健福祉部保健所保健・感染症課

基本施策3

市民への啓発と周知



自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得ることでありますが、危機に陥った方の心情や背景は、理解されにくい現実があります。

そうした心情や背景への理解を深め、全ての市民が身近な方の変化・サインに早期に気づくことができるよう、また、危機に陥った場合においては、誰かに援助や支援を求めることが社会全体の共通認識となるよう、郡山市セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会とともに、正しい知識の普及啓発を積極的行います。

(郡山市自殺対策基本条例 第9条、第10条、第12条)

【基本施策の指標】

目標項目	現況値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
自殺予防パネル展開催回数	2回	2回
自殺予防キャンペーン実施回数	1回	2回

【基本施策実現のための主な取組】

主な取組		
	基本施策に基づく各課事業	
	事業名	担当課
こころの健康づくり・生きることの支援について、正しい知識の普及啓発		
	人権啓発活動推進事業	市民部ダイバーシティ推進課
	男女共同参画推進事業	市民部ダイバーシティ推進課
	自殺対策推進事業（ゲートキーパー養成研修）	保健福祉部保健所保健・感染症課
	自殺対策推進事業（パネル展）	保健福祉部保健所保健・感染症課
	自殺対策推進事業（キャンペーン）	保健福祉部保健所保健・感染症課
	精神保健福祉事業（心のサポーター養成研修）	保健福祉部保健所保健・感染症課

基本施策4

生きることの促進要因への支援



自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。孤立する前に、地域とつながり、支援者とつながることができるよう、また、生きがいを持ち、社会で自ら役割を果たせるようにすることが重要です。

そのため、居場所づくり、生きがいづくりを支援し、様々な分野において「生きることの促進要因への支援」につながるよう推進していきます。さらに、自殺未遂者及び自殺のおそれがある方やその支援者へは、精神科医、臨床心理士等による相談等を通じ、支援を促進していきます。また、被災者の心情に配慮したところのケアを実施していきます。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条、第13条、第14条)

【基本施策の指標】

目標項目	現況値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
精神科医、精神保健福祉士等による来所・電話相談実施回数	90回	90回
音楽・文化イベント参加者数	52,754人	25,000人

【基本施策実現のための主な取組】

主な取組		
	基本施策に基づく各課事業	
	事業名	担当課
(1) 居場所・生きがいづくり		
	音楽文化芸術振興事業	文化スポーツ観光部文化振興課
	コミュニケーション等支援事業	保健福祉部障がい福祉課
	ふれあいピック大会開催事業	保健福祉部障がい福祉課
	障害者地域生活支援拠点整備事業	保健福祉部障がい福祉課
	生涯学習支援事業	教育総務部生涯学習課
	明るいまちづくり事業	教育総務部生涯学習課
	地区・地域公民館の定期講座等開催事業	教育総務部生涯学習課
	中央公民館の定期講座開催事業	教育総務部中央公民館
(2) 相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援		
	国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業	市民部国民健康保険課 (保健福祉部保健所健康づくり課)
	福祉まるごと支援事業	保健福祉部保健福祉総務課
	障がい者相談支援事業	保健福祉部障がい福祉課
	在宅医療・介護連携推進事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
	認知症総合支援事業	保健福祉部地域包括ケア推進課

	自殺対策推進事業（こころの健康相談）	保健福祉部保健所保健・感染症課
	難病患者等地域支援対策推進事業 （保健師等による相談）	保健福祉部保健所保健・感染症課
	生活習慣病対策事業	保健福祉部保健所健康づくり課
	健康増進事業	保健福祉部保健所健康づくり課
（3）感染症・自然災害等により精神的負担を抱えている方への支援		
	長期避難者等支援事業	総務部総務法務課
	特定感染症検査等対策事業	保健福祉部保健所保健・感染症課

(2) 6つの重点施策

重点施策1

勤務・経営問題に対する自殺対策の推進



自殺の主な要因のうち、失業・倒産・長時間労働・職場での人間関係などの問題については、関連する制度や相談・支援体制の整備など、社会的な取り組みの強化により改善が図られることから、職場だけでなく、行政や地域の業界団体等が緊密に連携し対策を講じることが重要です。就労相談支援や職場での人間関係に起因するメンタルヘルス・ハラスメント対策、ワーク・ライフ・バランスの推進、心身の健康の維持等に係る対策について、関係機関と連携を図りながら進めていきます。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条、第16条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
企業向けゲートキーパー養成研修実施回数	0回	3回
新規高等学校卒業者の県内企業への就職内定率	99.5%	100%

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組		
重点施策に基づく各課事業		
事業名		担当課
勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた支援・連携の強化		
障がい者相談支援事業		保健福祉部障がい福祉課
障がい者就労支援事業		保健福祉部障がい福祉課
介護資格取得支援事業		保健福祉部介護保険課・障がい福祉課
自殺対策推進事業（ゲートキーパー養成研修）		保健福祉部保健所保健・感染症課
多様な働き方支援事業		農商工部産業雇用政策課
商工業指導事業		農商工部産業雇用政策課
中小企業融資制度事業		農商工部産業雇用政策課
労働情報発信事業		農商工部産業雇用政策課
求職者職業訓練支援事業		農商工部産業雇用政策課

重点施策 2

高齢者支援の充実



高齢者は、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現施策と連動した事業展開を図る必要があります。

そのためには、身体疾患などの健康への不安、介護問題、生活困窮など高齢者特有の課題を踏まえ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが大切です。

相談体制の充実を促進し、行政・民間事業所のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策を庁内各課と連携を図っていきます。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
通いの場の登録者数	2,315人	3,962人
地域包括支援センター相談件数	294,179件	521,156件

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組		
重点施策に基づく各課事業		
事業名		担当課
高齢者の包括的支援のための連携の推進		
老人クラブ育成事業		保健福祉部健康長寿課
高齢者の生きがいと健康づくり事業		保健福祉部健康長寿課
いきいきデイクラブ事業		保健福祉部地域包括ケア推進課
包括的支援事業		保健福祉部地域包括ケア推進課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業		保健福祉部地域包括ケア推進課
一般介護予防事業		保健福祉部地域包括ケア推進課
生活支援体制整備事業		保健福祉部地域包括ケア推進課
認知症総合支援事業		保健福祉部地域包括ケア推進課
配食サービス活用事業		保健福祉部地域包括ケア推進課
在宅医療・介護連携推進事業		保健福祉部地域包括ケア推進課
シルバーハウジング生活援助員派遣事業		保健福祉部地域包括ケア推進課
認知症高齢者家族支援事業		保健福祉部地域包括ケア推進課

重点施策3

生活困窮者支援の充実



生活困窮者には経済的な困窮にとどまらず、虐待やひきこもり、依存症などの多様な課題から、自殺のリスクを抱えている方が少なくありません。

自殺リスクが高いことを認識し、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動しながら、様々な分野における支援者が緊密に連携し、生活困窮者に対する自立支援や労働、経済的その他包括的な支援を行います。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第11条、第12条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
自立支援相談窓口の支援で就労・増収が図られた人数	32人	40人
福祉まるごと相談窓口で他の相談支援機関等にコーディネートした割合	36%	50%

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組		
重点施策に基づく各課事業		
事業名		担当課
生活困窮に陥った方への「生きることの包括的な支援」の強化		
医療費適正化推進事業		市民部国民健康保険課
消費者行政推進事業		市民部セーフコミュニティ課
生活困窮者自立支援事業		保健福祉部保健福祉総務課
福祉まるごと支援事業		保健福祉部保健福祉総務課
被保護者就労支援事業		保健福祉部生活支援課
被保護者健康管理支援事業		保健福祉部生活支援課
奨学金支援事業		学校教育部学校教育推進課

重点施策 4

子ども・若者支援の充実



子ども・若者は、学校生活や進学・就職などによる環境の変化が多く、様々なストレスを抱える年代でもあるため、ライフスタイルや生活の場に応じた適切な対応が重要です。

また、令和7年度には自殺対策基本法が改正され、子どもに係る自殺対策は社会全体で取り組むことが明記され、こども・若者の自殺対策を強力に推進することが求められていることから、子ども・若者の視点に立った対策を講じるよう保健・福祉・教育分野での緊密な連携のもと、支援を行っていきます。さらに、いじめ防止やいじめの早期発見のため、ICT等を活用した相談窓口の周知を図るとともに、ICTの使用によるトラブル等が起こらないよう啓発に努めます。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
SOSの出し方に関する教育を実施する小中学校の割合	100%	100%
こころの健康教室（ゲートキーパー養成研修）の実施回数	4回	20回

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組		
重点施策に基づく各課事業		
	事業名	担当課
(1) 子ども・若者の悩みの解消支援、居場所づくりの推進		
	子ども・若者育成支援推進事業	こども部こども総務企画課
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	こども部こども総務企画課
	ファミリーサポートセンター事業	こども部子育て給付課
	こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業	こども部子育て給付課
	地域子育て支援拠点事業	こども部子育て給付課
	児童虐待防止啓発事業	こども部こども家庭課
	一時預かり事業	こども部保育課
	家庭教育充実事業	教育総務部生涯学習課
	家庭教育ふれあい事業	教育総務部中央公民館
	教育のDX推進事業	学校教育部教育研修センター
(2) SOSの出し方に関する教育の実施と教育推進のための連携強化		
	子どもの薬物乱用防止教室実施事業	保健福祉部保健所総務課
	自殺対策推進事業（こころの健康教室）	保健福祉部保健所保健・感染症課
	いじめ防止等啓発事業	学校教育部学校教育推進課
	SOSの出し方教室	学校教育部学校教育推進課
	適応指導事業	学校教育部総合教育支援センター
	スクールカウンセラー配置事業	学校教育部総合教育支援センター

重点施策5

女性支援の充実



本市の20歳代以下の女性の自殺死亡率は全国よりも高い状況にあり、女性に対する対策を強化していく必要があります。女性の自殺対策には、妊産婦支援をはじめ、雇用問題・DV・性暴力被害等様々な問題を抱える女性への支援が必要であることから、関係機関と連携しながら、それぞれのライフステージに応じたきめ細やかな支援を行います。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第11条、第12条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
女性相談窓口への相談件数	829件	850件
訪問支援による産後うつリスク把握率	100%	100%

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組		
	重点施策に基づく各課事業	
	事業名	担当課
女性のライフステージに合わせた支援の充実		
	男女共同参画推進事業	市民部ダイバーシティ推進課
	母子健康教育(出前講座)事業	保健福祉部保健所保健・感染症課
	妊娠・出産包括支援事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	こども部こども家庭課
	子育て世代包括支援センター事業	こども部こども家庭課
	母子健康教育(思春期)事業	こども部こども家庭課
	妊産婦健康診査事業	こども部こども家庭課
	母子自立支援事業	こども部こども家庭課
	養育支援訪問事業	こども部こども家庭課
	産後ケア事業	こども部こども家庭課

重点施策6

自殺未遂者・自死遺族支援の充実



自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する必要があります。また、本人のみではなく家族や支援者等への支援を充実します。遺族や親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し心理的影響が緩和されるよう、自死遺族の会の案内や相談等の実施により、支援の強化を図ります。

(郡山市自殺対策基本条例 第8条、第12条、第13条、第14条、第15条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
相談対応件数（自殺念慮・自殺未遂・自死遺族）	109件	120件
自殺対策に関する支援者向け研修会実施回数	2回	2回

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組		
重点施策に基づく各課事業		
	事業名	担当課
(1) 医療機関・警察・消防等関係機関・庁内各課との連携		
	セーフコミュニティ推進事業（地域診断）	市民部セーフコミュニティ推進課
	自殺対策推進事業（自殺予防講演会）	保健福祉部保健所保健・感染症課
(2) 自死遺族等に対する相談・支援の充実		
	自殺対策推進事業	保健福祉部保健所保健・感染症課

2 施策の体系図

体系図

体系図				
基本方針		施策	施策の指標	具体的な取組
誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま	生きることの包括的な支援の推進	1 地域におけるネットワークの強化	自殺予防対策委員会の開催回数	(1)セーフコミュニティをはじめとした庁内・地域における連携・ネットワークの強化
			支援者会議の参加件数	(2)特定の問題に対する連携・ネットワークの強化 (3)ICTを活用した自殺に関連する情報の収集・分析
		2 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修参加者数 心のサポーター養成研修参加者数	市民・保健福祉分野専門職等を対象とする研修の実施
		3 市民への啓発と周知	自殺予防パネル展開催回数 自殺予防キャンペーン実施回数	こころの健康づくり・生きることの支援について、正しい知識の普及啓発
	関連施策との連携による総合的な対策の展開	4 生きることの促進要因への支援	精神科医、精神保健福祉士等による来所・電話相談実施回数	(1)居場所・生きがいづくり (2)相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援
			音楽・文化イベント参加者数	(3)感染症・自然災害等により精神的負担を抱えている方への支援
	対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	1 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進	企業向けゲートキーパー養成研修実施回数 新規高等学校卒業者の県内企業への就職内定率	勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた支援・連携の強化
		2 高齢者支援の充実	通いの場の登録者数 地域包括支援センター相談件数	高齢者の包括的支援のための連携の推進
	実践と啓発を両輪として推進	3 生活困窮者支援の充実	自立支援相談窓口の支援で就労・増収が図られた人数 福祉まるごと相談窓口で他の相談支援機関等にコーディネートした割合	生活困窮に陥った方への「生きることの包括的な支援」の強化
		4 子ども・若者支援の充実	SOSの出し方に関する教育を実施する小中学校の割合 こころの健康教室（ゲートキーパー養成研修）の実施回数	(1)子ども・若者の悩みの解消支援、居場所づくりの推進 (2)SOSの出し方に関する教育の実施と教育推進のための連携強化
	関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	5 女性支援の充実	女性相談窓口への相談件数 訪問支援による産後うつリスク把握率	女性のライフステージに合わせた支援の充実
		6 自殺未遂者・自死遺族支援の充実	相談対応件数（自殺念慮・自殺未遂・自死遺族） 自殺対策に関する支援者向け研修会実施回数	(1)医療機関・警察・消防等関係機関・庁内各課との連携 (2)自死遺族等に対する相談・支援の充実

具体的な取組に係る担当所属（●：事業担当課、○：関係課）

総合教育支援センター	教育研修センター	学校教育推進課	中央公民館	生涯学習課	住宅政策課	産業雇用政策課	保育課	こども家庭課	子育て給付課	こども総務企画課	健康づくり課	保健・感染症課	健康政策課	保健所総務課	介護保険課	地域包括ケア推進課	健康長寿課	障がい福祉課	生活支援課	保健福祉総務課	文化振興課	セニアシティ課	国民健康保険課	ダイバーシティ推進課	市民・NPO活動推進課	収納課	総務法務課	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
									○			●		○	○	○	○	○	○	●		○		●				
												●										○						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
												○	○	○	○	○	○	○	○		○	●						
	○	○				○						●	●		○	○	○	○	○		●		○	○		○	○	○
●		○										●				○									○			●
	○	○				●						●			●				○	●			○		○	○	○	○
																						○						

第5章

自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

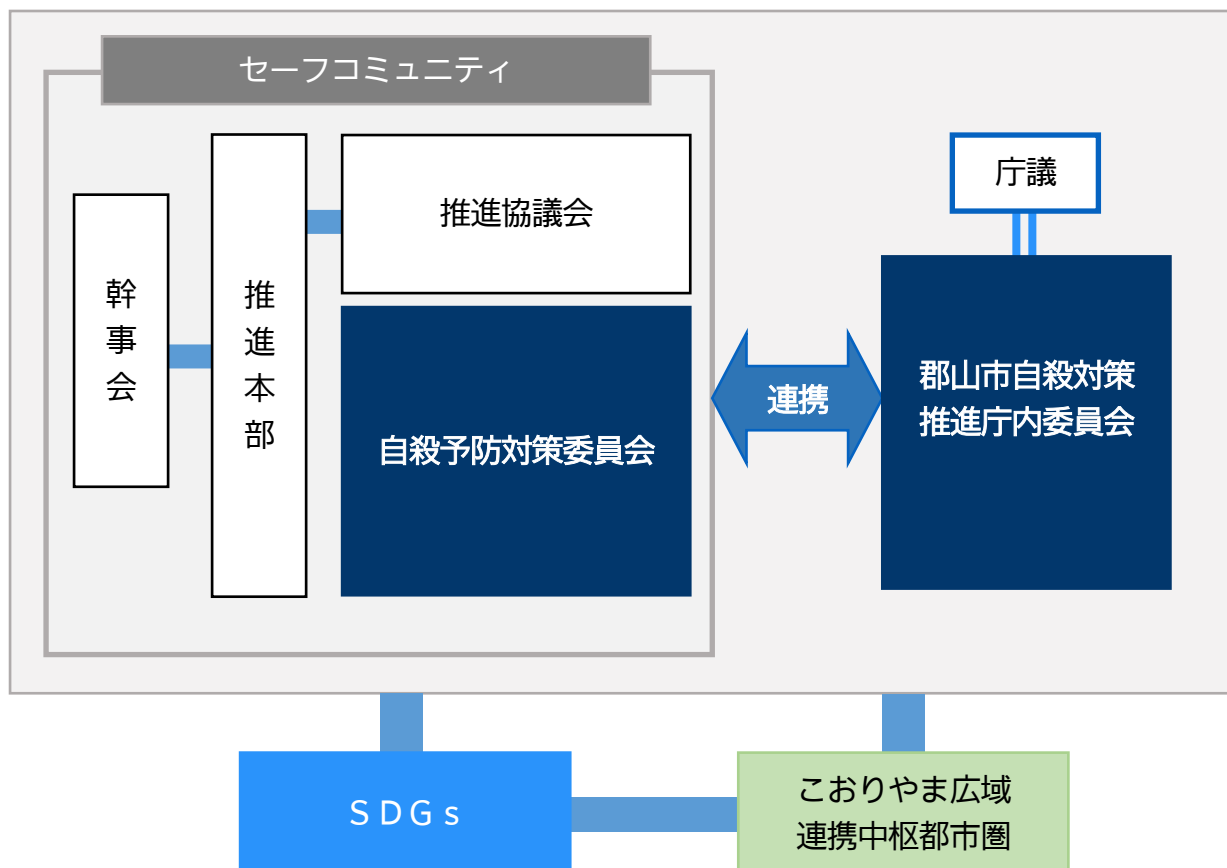
本市は、平成 26(2014)年 11 月、安全・安心のまちづくりを推進するセーフコミュニティの取組宣言以降、セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会を設置し、市民、地域団体、企業の連携のもと、自殺対策を進めています。

平成 30(2018)年 5 月には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策の推進や、自殺対策計画の策定及び見直しに関して協議する「郡山市自殺対策推進庁内委員会」を設置しました。

現在、自殺対策が円滑に進み、保健、医療、福祉、教育、労働その他の各方面から自殺対策が進められるよう、「郡山市自殺対策推進庁内委員会」と「郡山市セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会」が連携を図り、全市的に自殺対策に取り組んでおります。

また、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念のもと自殺対策について推進するとともに、平成 30(2018)年 9 月に「こおりやま広域連携中枢都市宣言」を行い、圏域全体で自殺対策に取り組んでおります。

＜推進体制の体系図＞



2 持続可能な開発のための2030アジェンダ SDGsの反映

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発のために達成すべき目標) は、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残されない」持続可能な社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標です。

本市は、福島県内初のSDGs未来都市(2019年選定)として、「誰一人取り残されない」社会の実現を目指して、自殺対策を含めた広範な課題に取り組んでおります。

<自殺対策に関連する目標(SDGs)>

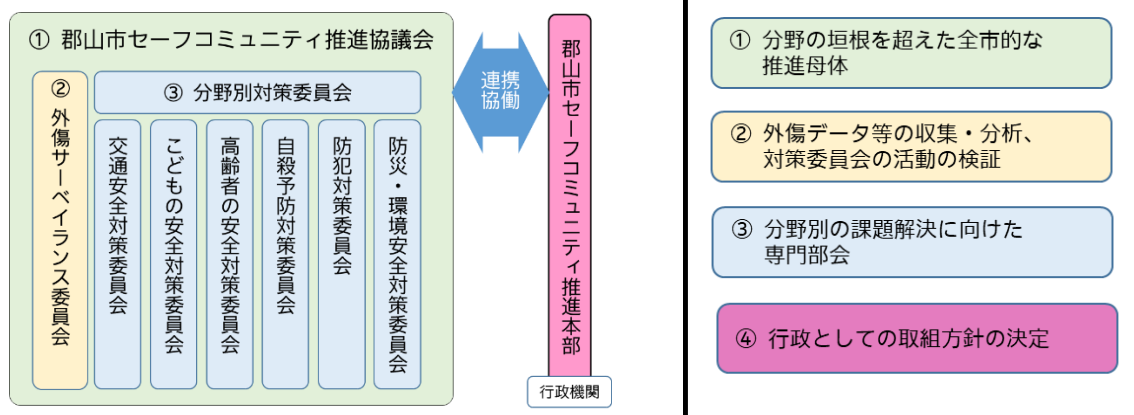


3 セーフコミュニティ活動



本市は、平成30(2018)年2月からセーフコミュニティ国際認証を取得し、協働による安全で安心なまちづくりを推進しています。郡山市セーフコミュニティの推進協議会に、自殺予防対策委員会が設置されており、自殺に関するデータの分析などから、課題をあげ、改善に向けた取組みの検討を行い、市の事業の見直しや新たな取組みの提案を行っています。また、市の事業である自殺予防街頭キャンペーンの活動と一緒に参加し、共に自殺対策に取り組んでいます。

<セーフコミュニティの組織>



＜自殺予防対策委員会の活動＞



「自殺予防街頭キャンペーン」



「自殺予防街頭キャンペーン」



「自殺予防対策委員会」開催



相談窓口をまとめたリーフレット



パネル展示

4 こおりやま広域連携中枢都市圏との協働

本市は、『「広め合う」、「高め合う」、「助け合う」こおりやま広域圏』の理念のもと、こおりやま広域連携中枢都市圏の圏域自治体とともに、持続可能な圏域の創生に取り組んでおります。

圏域自治体においても、急速な少子高齢・人口減少が進む中、持続可能な地域社会とするため、自殺対策に関しても、圏域全体で取り組んでまいります。

こおりやま広域連携中枢都市圏(略称：こおりやま広域圏)

構成自治体	5市8町4村（17自治体） （郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）
人 口	約63万人（福島県の約3分の1）
面 積	約3,373km ² （福島県の約4分の1）

出典：こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン

資料編

資料－１ 自殺対策基本法

資料－２ 郡山市自殺対策基本条例

資料－３ 郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

資料－４ 郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則

資料一 1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の

状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困

難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

資料一 2 郡山市自殺対策基本条例

平成 29 年 6 月 30 日
郡山市条例第 36 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 16 条）

第 3 章 推進体制（第 17 条—第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由から多くの方が自殺で亡くなっている。

それは本市においても例外ではなく、日々の生活に不安を感じている多くの市民がいることに加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の影響等により避難している方の孤立等、自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えており、自殺対策は重要な課題の一つとなっている。

自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた取り組みを行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な取り組みを充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策についての基本理念を定めることにより、市、事業主、学校等教育機関、市民並びに議会及び議員の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関し必要な事項を定め、自殺対策の総合的な推進を図り、市民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 自殺対策は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 12 条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を踏まえ、自殺は防ぐことのできる社会的な問題として認識し、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして、安全・安心なまちづくりと一体となって実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺には多様な社会的要因が背景にあることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、市、国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に

関する活動を行う民間の団体その他関係する者の相互の密接な連携及び協力の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。

2 市は、市内の自殺に関する状況及び情報について分析するとともに、緊急を要する場合は、速やかに対応するものとする。

3 市は、市民の経済的及び精神的な問題等の生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充実及び業務の連携により適切に対応するものとする。

4 市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者が実施する自殺対策に関する取り組みを支援するものとする。

5 市は、職員等が、心身の健康を保持し職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携し、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事することができるよう、職場環境づくり等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福祉、医療、教育その他のサービスを提供する事業主は、市及び関係機関と連携し、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等教育機関の責務)

第5条 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 学校等教育機関は、いのちの尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるとともに、児童生徒及び学生等からの心の迷い等の兆候を見逃すことなく、適切に対処するものとする。

3 学校等教育機関は、いじめと自殺の因果関係の有無に十分配慮するとともに、いじめの防止及び早期発見に努め、いじめの対策に万全を期するものとする。

4 学校等教育機関は、市及び関係機関と連携し、教職員等が心身ともに健康で職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(議会及び議員の責務)

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう調査するとともに、評価を行い、必要に応じ、提言を行うものとする。

2 議員は、自らが自殺対策の担い手としての自覚を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、自殺対策に積極的に取り組むものとする。

(名誉及び心情並びに生活の平穏への配慮)

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの親族を含む周囲の人々の名誉及び心情並びに生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

第2章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第9条 市は、自殺対策に係る調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第10条 市は、教育活動、広報活動等を通じ、自殺の防止等自殺に関する諸問題への市民の理解を深め、市民一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第11条 市は、自殺対策を推進するため、関係団体等との連携協力を図りながら、人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康保持及び自殺発生回避の相談体制等)

第12条 市は、職域、学校等教育機関、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進並びに自殺の発生を回避するための相談を受けることができる体制の整備及び充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供の体制整備)

第13条 市は、心の健康保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者の早期発見に努めるとともに、必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、医療機関等との適切な連携の確保等の施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等への支援)

第14条 市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自死遺族等への支援)

第15条 市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体等への支援等)

第16条 市は、自殺対策に取り組んでいる民間団体等が継続的に事業の展開を図ることができるよう、各団体等の実情に応じた支援等を行うよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(計画の策定)

第17条 市は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第13条第2項の規定に基づき、計画を策定するものとする。

(推進組織の設置)

第18条 市は、自殺対策を効率的、効果的に実施するため、推進組織を設置するものとする。

(財政上の措置等)

第19条 市は、この条例の目的を達成するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(報告及び公表)

第20条 市は、毎年、自殺対策に関する計画について評価を行い、市における自殺の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

第4章 雑則

(条例の見直し)

第 21 条 この条例は、自殺対策の運用状況、実施効果等を勘案し、第 1 条の目的の達成状況を評価した上で、必要に応じて見直しを行うものとする。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 9 月 10 日から施行する。

資料―3 郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市自殺対策基本条例（平成29年郡山市条例第36号）第18条の規定に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市自殺対策推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には保健所次長、副会長には保健・感染症課長をもって充てる。

3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じ委員以外の市職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部保健所地保健・感染症課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成30年5月18日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 局	職 名
総務部	総務法務課長
	職員厚生課長
政策開発部	広聴広報課長
税務部	市民税課長
	収納課長
市民部	市民・NPO活動推進課長
	ダイバーシティ推進課長
	国民健康保険課長
	セーフコミュニティ課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
	生活支援課長
	障がい福祉課長
	健康長寿課長
	地域包括ケア推進課長
	保健所総務課長
	保健所健康政策課長
	保健所健康づくり課長
こども部	こども総務企画課長
	子育て給付課長
	こども家庭課長
	保育課長
農商工部	産業雇用政策課長
建設構想部	住宅政策課長
教育委員会事務局教育総務部	生涯学習課長
	中央公民館長
教育委員会事務局学校教育部	学校管理課長
	学校教育推進課長
	総合教育支援センター所長
	教育研修センター所長
上下水道局	営業課長

資料一 4 郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則

(名称)

第1条 郡山市セーフコミュニティ推進協議会（以下「本会」という。）を本会の名称とする。

(目的)

第2条 本会は、セーフコミュニティ活動に必要な事項を協議し、情報の共有、活動の連携を図り、地域活動団体、関係機関、行政等（以下「団体等」という。）の協働による安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1)セーフコミュニティ活動の推進に関する会議
- (2)セーフコミュニティ活動の検証及び評価
- (3)団体等の連絡調整
- (4)セーフコミュニティの普及啓発
- (5)その他セーフコミュニティの推進に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、別表第1に掲げる者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、郡山市長の職にある者とする。

- 2 副会長は、会員の互選とする。
- 3 監事は、会員の互選とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表するとともに会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理する。
- 3 監事は、この会の会計事務を監査し、その結果を会議において報告する。

(アドバイザー)

第8条 本会にセーフコミュニティの推進に必要な事項を調査及び研究するため、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、第9条、第11条、第13条のそれぞれに規定する会議に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集し、議長は、会員の中から選出する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(対策委員会)

第10条 本会に分野別の取り組みを行うため、別表第2左欄に掲げる対策委員会を置き、その庶務は同表右欄に掲げる郡山市の各課等において処理する。

- (1)対策委員会は、団体等の中から会長が指名する者をもって組織する。

(2)対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

(3)委員長は、対策委員会を総理する。

(4)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策委員会の会議)

第 11 条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

3 委員長は、対策委員会で行った調査等の経過及び結果について会長及び第 12 条に規定する外傷サーベイランス委員会に報告するものとする。

(外傷サーベイランス委員会)

第 12 条 本会に外傷等の発生動向及び予防活動について調査、審議、評価等を行うための外傷サーベイランス委員会（以下「サーベイランス委員会」という。）を置き、その庶務は郡山市市民部セーフコミュニティ課において処理する。

(1)サーベイランス委員会は、次の各号のいずれかに該当する者から会長が指名する者をもって組織する。

ア 地域医療の関係者

イ 学識経験者

ウ 団体等の会員又は職員

(2)サーベイランス委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

(3)委員長は、サーベイランス委員会を総理する。

(4)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(サーベイランス委員会の会議)

第 13 条 サーベイランス委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(事務局)

第 14 条 本会の庶務を処理するため、事務局を郡山市市民部セーフコミュニティ課に置く。

2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費の負担)

第 16 条 本会の運営に要する経費は、郡山市負担金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 17 条 本会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本会則は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

本会則は、令和元年 6 月 10 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

郡山市セーフコミュニティ推進協議会会員	
1 一般社団法人郡山医師会	30 郡山市建築行政協力会
2 一般社団法人郡山歯科医師会	31 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
3 一般社団法人郡山薬剤師会	32 福島さくら農業協同組合郡山地区本部
4 郡山市自治会連合会	33 郡山商工会議所
5 郡山市消防団	34 郡山地区商工会広域協議会
6 郡山市民生児童委員協議会連合会	35 一般社団法人郡山労働基準協会
7 郡山市自主防災連絡会	36 特定非営利活動法人うつくしま NPO ネットワーク
8 郡山地区保護司会	37 郡山郵便局
9 郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	38 郡山労働基準監督署
10 郡山市地域包括支援センター連絡協議会	39 郡山警察署
11 郡山市老人クラブ連合会	40 郡山北警察署
12 郡山市PTA連合会	41 郡山地方広域消防組合
13 郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会	42 郡山市
14 郡山市体育協会	43 郡山市教育委員会
15 郡山市スポーツレクリエーション協会	
16 郡山市婦人団体協議会	
17 郡山市青少年健全育成推進協議会	
18 郡山市子ども会育成連絡協議会	
19 特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会	
20 郡山市保育園協会	
21 郡山市認可保育所長会	
22 郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会	
23 郡山地区交通安全協会	
24 郡山北地区交通安全協会	
25 郡山市交通安全母の会	
26 郡山市安全で安心なまちづくり推進協議会	
27 郡山地区防犯協会連合会	
28 郡山北地区防犯協会連合会	
29 郡山市障がい者自立支援協議会	

別表第 2（第 10 条関係）

対策委員会	庶 務
交通安全対策委員会	郡山市市民部セーフコミュニティ課
こどもの安全対策委員会	郡山市こども部こども総務企画課
高齢者の安全対策委員会	郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課
自殺予防対策委員会	郡山市保健所保健・感染症課
防犯対策委員会	郡山市市民部セーフコミュニティ課
防災対策委員会	郡山市総務部防災危機管理課